

個別症例相談のご案内

症例相談は、相談者(獣医動物行動研究会会員に限る)の行動診療に対して、獣医行動診療科認定医(基本的には担当認定医の指名はできません)が参考意見を回答することで、相談者と回答者が共に検討し合い、結果的に相談者の行動診療の実践能力を向上に寄与することを目的としています。

- ◇ 相談期間 最初の回答を送信した日から8週間を、相談者と回答者間のメールによる相談期間とします。なお、相談期間終了時に相談者が継続を希望する場合は、8週間ずつ延長できます。
- ◇ 相談料 1症例 5,000円 継続の場合は8週間毎に 5,000 円の延長料金

実際の流れ

- ① 相談希望者は、下記の症例相談専用アドレスに以下の内容をメール送信してください。なお、一つのメールで一つの症例としてください(複数の症例を一度に相談されたいときには、お手数ですが、症例ごとにメールをお送りください)。
 - ◇ メールアドレス syoureisoudan@vbm.jp
 - ◇ 件名 症例相談希望
 - ◇ メール本文に記載する内容
 - ✓ 相談者(会員獣医師)の氏名
 - ✓ 診療動物病院名または機関名(訪問診療をしている場合はその旨を記載)
 - ✓ 診療病院(機関)の都道府県名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡可能な電話番号(トラブルでメールが送れなくなった場合に使用)
 - ✓ 相談されたい症例プロフィールおよび主訴
- ② 回答者から料金振り込み先の案内メールが送られます。1週間以内に指定口座に相談料をお振り込みください。お振り込みの際には備考欄に症例相談とお書きください。
- ③ 回答者宛てに振り込み済みのメールを送信してください。
- ④ 相談料を振込後、記入済みの研究会統一質問用紙*(研究会 HP(<http://vbm.jp>)よりダウンロード可能)のファイルをメールに添付して回答者の指定したメールアドレスに返信してください。
 - ◇ 件名 症例相談
 - ◇ 内容 質問票の添付
相談者氏名
相談料の振込み日時 相談者の氏名でない場合は振込人名
* 添付する質問用紙はPDF版でもWord版でも構いません。できれば、飼い主が記入したものをそのままPDFファイルとして添付してください。飼い主の氏名・住所・電話およびファックス番号など個人情報が特定できる部分は削除または修正ペン等で消してからお送りください。
- ⑤ 回答者は、質問用紙が添付されたメール受信後、可能な限り迅速に(自分の仕事もしている仲間たちであることをご理解ください)症例に対する診断・治療法の提案などの返答メールを相談者へ送信します。相談期間は、この回答送信日より8週間となります。
- ⑥ 相談開始後7週間が経過した時点で、相談継続希望の確認をします。継続を希望される相談者は、指定口座に延長料金のお振り込みをお願いします。

免責事項・・・下記のことをご承諾ください

- 回答者は動物の行動を直接観察しておらず、飼い主と直接面談することもできないため、あくまで限られた情報を元に推測してコメントするだけに過ぎないこと。
- 上記の理由ゆえに、返信した回答が必ずしも正しいとは言えないこと。
- 動物に対する行動診療の最終責任は相談者にあり、回答者はあくまでも個人の意見を述べるだけであること。
- 本相談は基本的にメールのみで行うこと。
- 回答者は飼い主と直接やりとりすることはないこと。
- 相談者宛に書いた回答者のメールをコピー&ペーストしたり、そのまま印刷したりして飼い主に渡さないこと。
- 回答者を特定可能となる情報を飼い主に伝えないこと。
- 回答者の都合(病気、仕事等)で回答できない事態が生じた場合は、速やかにその旨を相談者に通知し、別の回答者に交代することがあること。
- 相談開始後に飼い主との連絡が途切れてしまうなど、期間途中で相談の必要がなくなったとしても、相談料を返金できないこと。
- 相談料を振り込み後、相談が開始されることなくその必要がなくなったとしても、一度振り込んだ相談料を返金できないこと。